

議事要旨(1) IASB の 2015 年アジェンダ・コンサルテーションの概要

冒頭、関口常勤委員より、2015 年 8 月 11 日に IASB より公表された意見募集文書「2015 年 アジェンダ協議」(以下「本協議文書」という。)の概要について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

本協議文書への当委員会の対応

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 前回 2011 年のアジェンダ協議の際は、外部の団体と幅広く意見交換をしたうえで当委員会としての対応を検討したが、今回のアジェンダ協議においては、どのように対応していく方針か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国関係者から整合性のある意見発信がなされることは重要と考えており、どのような方法が適切かについて今後検討していきたい。

アジェンダ協議の頻度

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - アジェンダ協議によって新たなプロジェクトを追加しても、主要プロジェクトについては、通常、3 年でプロジェクトを完了させることはできない。このため、アジェンダ協議のサイクルとして 3 年は短すぎると考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- アジェンダ協議の間隔として 3 年サイクルでは短いという面はある一方、IASB の議論では、関係者から提起された論点をアジェンダに追加するために、アジェンダ協議を経ることを要件とする傾向もみられる。このため、アジェンダ協議の頻度については、そうした点も念頭に置きつつ、検討を考える必要がある。また、各国で生じている最新の問題意識に適切に対応するためには、数年に一回のアジェンダ協議だけでは不十分と考えられ、どのような仕組みが適切かについて議論していく必要もあると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - アジェンダの決定にあたっては、本来、直近の問題意識に対応するために、機動的にインプットがなされる仕組みが必要であり、ASAF 会議の活用も検討すべきと考えられる。仮に、IASB がアジェンダの決定をアジェンダ協議によるだけで対応するの

であれば、アジェンダ協議の間隔を 3 年から 5 年に延長することには慎重であるべきである。

本協議文書における個別の質問事項への対応

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本協議文書において、「IASB の作業計画が、原則主義の基準設定に適切な程度で詳細な基準の開発につながっているか」という趣旨の質問がなされている。IFRS においては、基準が過度に詳細と考えられるものがある一方、原則しか定められておらず十分詳細でない基準もあり、重要な論点である。
 - 本協議文書において、「動的リスク管理の会計処理」は、リサーチ・プロジェクトとされているように見受けられる。本プロジェクトが困難であることは承知しているが、現行の会計基準におけるヘッジ会計の複雑性への対応についてニーズが高いことを踏まえ、優先度を高めることを主張すべきではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「動的リスク管理の会計処理」については、現在、プロジェクトの位置づけが必ずしも明確でなく、本協議文書においても、リサーチ・プロジェクトの 1 つとされている一方で、基準レベルのプロジェクトの説明において主要なプロジェクトの 1 つとしても位置付けている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本協議文書では、米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で基準開発を進めることについて言及がない。この点について、コメントすべきか検討が必要ではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASB が FASB と共同で基準開発を進めていくべきか否かについては、IFRS 財団の意見募集「体制とその有効性に関する IFRS 財団評議員会のレビュー：レビューにあたっての論点」（以下「IFRS 財団の意見募集文書」という。）とも関連するため、ご意見を踏まえ、両文書への対応を検討していきたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本協議文書において、のれんの会計処理が評価段階のリサーチ・プロジェクトとされている。のれんの会計処理については、適用後レビューにおいて特に検討を行うことが必要とのフィードバックが得られた項目であり、改めて意見募集を行うことなく、アジェンダとして位置付けるべきと考えられる。この点について、引き続き主張していくべきである。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 適用後レビューについて、フィードバックが得られた後の手続が明確ではなく、この点について、コメントしていくべきではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用後レビューについては、IFRS 財団の意見募集文書にも関連することから、ご意見を踏まえ、両文書への対応を検討していきたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 前回のアジェンダ協議に対して、我が国の関係者から一体となって意見発信がされるように取組みを行ったが、当期純利益の概念についても、のれんや開発費の資産計上についても、IASB は十分対応していない印象がある。これらの課題は重要であり、優先度を高めるよう引き続き働きかけを行っていくべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 当委員会は、前回のアジェンダ協議に対し、概念フレームワーク、開示要求、のれんの会計処理の見直しなどについて優先的に検討すべきである旨を主張し、これらの論点については、IASB において一定の対応がなされていると評価しうる一方、開発費と機能通貨に関しては、休止中のプロジェクトとされている。本協議文書へのコメント作成にあたっては、こうした点を踏まえ対応を検討していきたい。

以 上